理事会および理事・監事に関する規程

第1章 理事会

(目的)

- 第1条 この規程は、一般社団法人関東学生陸上競技連盟(以下「本連盟」という。)における理事会の組織、 運営その他の理事会に関する事項並びに理事および監事の任期、選定基準等について定めることを 目的とする。
 - 2 理事会および理事・監事に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、本規程の 定めるところによる。

(組織)

- 第2条 理事会は、すべての理事で組織する。
 - 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員以外の者の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事および監事以外の者を出席させて、その意見または説明を求めることができる。

(開催)

第4条 理事会は、3箇月に1回の定例理事会(うち1回は事業年度終了後3箇月以内に開催する。)のほか、 必要がある場合に開催する。

(招集権者)

- 第5条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ 理事会で定めた順序により他の理事が招集する。
 - 2 各理事は、招集権ある理事に対し、理事会の目的事項を示して、理事会の招集を請求することが できる。
 - 3 各監事は、法令の定める場合において必要があると認めるときは、招集権ある理事に対し、理事会の 招集を請求することができる。

(招集手続)

- 第6条 理事会の招集通知は、各理事および各監事に対し、理事会の日の3日前までに発する。
 - 2 理事および監事の全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略することができる。

(議長)

第7条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、 あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議の方法)

第8条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過 半数をもって行う。

(決議の省略)

第9条 前条にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該 提案について理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面また は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があった ものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(決議事項)

第10条 理事は、別紙に掲げる事項については、理事会の決議を経なければならないものとする。

(学生協議会の尊重)

- 第11条 本連盟が学生自治の精神を根本としていることを踏まえ、主要競技会の主要な開催方法や学生の 負担に関する事項など、学生競技者に重大な影響を及ぼす事項であって各大学の学生の意見を確認 する必要があると、学生幹事長または理事会若しくは会長が判断した事項については、理事会の 決議の事前または事後に当該事項を学生協議会に諮問しなければならず、理事会は、学生協議会の 審議結果の尊重に努める。
 - 2 学生協議会は、学生幹事長を議長とし、本連盟の社員である各加盟校の学生代表者により構成される。 学生協議会の運営および審議の方法については、学生幹事長および学生幹事により決定される。

(報告事項)

- 第12条 代表理事および業務執行理事は、事業の遂行状況、収支の状況その他の自己の職務の執行状況を 定例理事会に報告しなければならない。
 - 2 理事は、法令・定款に定められた事項および理事会が特に必要と認めた事項について、理事会に 報告しなければならない。
 - 3 競業取引、理事と本連盟間の取引または理事と本連盟との利益が相反する取引を行った理事は、 取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

- 第13条 理事または監事が、理事および監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、 当該事項を理事会に報告することを要しない。
 - 2 前項の規定は、前条第1項の定めによる報告には適用しない。

(議事録)

- 第14条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長および監事が これに署名または記名押印する。
 - 2 前項の議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第2章 理事および監事の任期・選定基準等

(理事・監事の任期および再任制限)

- 第15条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員 総会の終結の時までとする。ただし、次項以下の定めに反しない限り、再任を妨げない。
 - 2 会長、副会長、専務理事、常務理事および監事の在任期間は、それぞれ、各8年を上限とする。 なお、在任期間に間隔がある場合には、累計の在任期間とする(以下、本条において同じ。)。
 - 3 次条第1項の定めに基づき候補者となり選任される理事の在任期間は、同一人については通算して 8年を上限とする。
 - 4 第2項および第3項のいずれにも該当しない理事の在任期間は、通算して8年を上限とする。
 - 5 第2項、第3項および第4項の定めは、それぞれ別個に適用するが、理事(会長、副会長、専務理事および常務理事を含む。以下本条において同じ。)の在任期間は、すべてを通算して20年を上限とする。
 - 6 理事の就任時の年齢は、70歳未満でなければならない。ただし、会長および副会長については、 当該職位への当初就任時において70歳未満である場合は、当該職位について第2項および前項に 定める上限年数までは、理事および当該職位を務めることができるものとする。

(理事候補者の選定基準)

第16条 理事の任期満了に伴い理事の選任決議を行う定時社員総会の直近に開催された下記の対象競技会で下記の成績要件を満たした加盟校は、当該定時社員総会に提案される理事の選任議案において、それぞれ理事候補者1名を指名する権利を有する(同一の加盟校が複数の成績要件を満たした場合は、それぞれの成績要件ごとに指名権を有する。)。ただし、指名権を有する加盟校がその行使を辞退した場合は、下記の成績要件を満たさない次順位の加盟校に順次繰り下げて指名権を与える。

対象競技会		成績要件
関東学生陸上競技対校選手権大会	男子1部	上位6校
同	男子2部	上位3校
同	女子1部	上位4校
東京箱根間往復大学駅伝競走		上位6校
関東大学女子駅伝対校選手権大会		上位3校

- 2 強化委員長または箱根駅伝対策委員長として常務理事に選定されることが想定される理事候補者の 所属加盟校が前項の要件を満たす場合は、当該加盟校は、当該理事が関係する成績要件に基づく 指名権1個の行使はできないものとする。
- 3 理事会は、理事の任期満了に伴い定時社員総会に提案する理事の選任議案を決議するにあたっては、 前条および前各項の定めに従って、その内容を決定しなければならない。なお、社員総会は、前各項の 定めに拘束されることなく、理事の選任を可決または否決することができるものとする。
- 4 第1項の指名権に基づき理事に就任した者が、在任中に辞任その他の理由により退任した場合において、補欠の理事を選任するときは、当該退任した理事を指名した加盟校が補欠の理事の指名権を有するものとし、当該加盟校がその指名権の行使を辞退した場合は、第1項但書を適用する(なお、当初選任時に指名権の行使を辞退した加盟校は、補欠選任時にも指名権を有しないものとする。)。補欠として選任された理事の任期は、定款第25条第3項に基づき、前任者の任期の満了する時までとなる。

(外部理事)

- 第17条 前条に基づき指名される理事候補者のほかに、理事候補者には、外部理事の候補者を、少なくとも 1名は含めなければならないものとする。
 - 2 前項に定める外部理事とは、本連盟の理事であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) 本連盟の理事のうち、本連盟の業務執行理事または委員会の委員でなく、かつ、その就任の前10年間業務執行理事または委員長の地位にあったことがないこと。
 - (2) 本連盟の加盟校の部長、監督、コーチ、これらに類する者、または本連盟の登録者でないこと。
 - (3) 本連盟の業務執行理事の配偶者または二親等内の親族でないこと。

(規程の変更)

第18条 本規程の変更は、理事会の決議をもって行う。

(附則)

この規程は、2024年11月29日より施行する。(同日理事会決議)

(別紙) 理事会付議事項

- 1 社員総会に関する事項
 - (1) 社員総会の招集決定
 - (2) 社員総会の目的である事項および提出議案の決定

2 理事に関する事項

- (1) 代表理事の選定および解職
- (2) 業務執行理事の選定および解職
- (3) 会長、副会長、専務理事および常務理事の選定および解職
- (4)業務執行理事の職務分掌
- (5) 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときの職務代行理事の順序の決定
- (6) 理事の競業取引の承認
- (7) 理事と本連盟間の取引および理事と本連盟との利益が相反する取引の承認

3 決算に関する事項

(1) 事業報告および計算書類並びにそれらの附属明細書の承認

4 組織に関する事項

- (1) 専門委員会の設置、変更および廃止
- (2) 特別委員会の設置、変更および廃止
- (3) 重要な組織の設置、変更および廃止
- (4) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他本連盟の業務の 適正を確保するために必要な体制の整備

5 人事に関する事項

- (1) 相談役、名誉会長、顧問および参与の選任および解任
- (2) 事務局その他の重要な使用人の選任および解任
- (3) 専門委員会委員長の選任および解任

6 管理に関する事項

- (1) 重要な内部規則の制定、改正および廃止
- (2) 事業計画およびその変更の承認
- (3) 収支予算およびその変更の承認

7 契約および財務に関する事項

- (1) 1件3,000万円以上の支出または収入を伴う契約の締結、変更、更新および解約 ※なお、1件1,000万円以上3,000万円未満の支出または収入を伴う契約の締結、変更、更新および 解約は、理事会への報告事項とする。
- (2) その他重要な契約の締結、変更、更新および解約
- (3) 重要な財産の処分および取得
- (4) 資金の借入れ
- (5) 債務保証

8 事業に関する事項

- (1) 主催競技会の開催、中止および廃止
- (2) 主催競技会の大会要項(ただし、軽微な変更を委任することを妨げない。)

9 その他

- (1) その他の重要な業務執行
- (2) その他法令または定款その他内部規則に定められた事項
- (3) その他理事会決議により定めた事項